

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 15 日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦の方々への相談窓口における働く妊婦の方々からの御相談について（依頼）

令和2年5月7日付事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出産場所の確保等の不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置について（検討依頼）」において、各都道府県等の母子保健主管部局に対して、不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置等について検討依頼をさせていただいたところです。

この相談窓口においては、妊娠中の働き方に関する相談も寄せられる場合があると考えられることから、その場合は下記の点にご留意の上、必要に応じて関係する制度の概要をご紹介頂きつつ、制度の詳細に関するお問い合わせ等については、相談先として、働く妊婦の方の勤務先を所管する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）をご案内いただくようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間、妊娠中の女性労働者が、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、母子保健法（昭和40年法律第141号）の保健指導又は健康診査を行う医師又は助産師（以下「医師等」という。）からこれに関する指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、医師等の指導に基づき、当該女性労働者が指導事項を守ることができるようにするため、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の措置を講じなければならないものとされていること。（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「法」という。）第13条及び同条に基づく指針）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の詳細については、リーフレット（別紙1）や（参考）の厚生労働省ホームページ等に掲載されている資料をご参照いただきたいこと。

2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金について

1に関連して、今般、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（以下「新助成金」という。）が創設されたこと。

新助成金は、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者について、令和2年5月7日から同年9月30日までの間に有給の休暇（年次有給休暇について支払われる賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る。）を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であって、当該女性労働者に対して、同年5月7日から令和3年1月31日までの間に当該休暇を合計して5日以上取得させたものを対象としていること。

新助成金の詳細については、リーフレット（別紙2）や（参考）の厚生労働省ホームページ等に掲載されている資料をご参照いただきたいこと。

3 1及び2に関する問い合わせ等の相談先について

働く妊婦の方から1及び2の制度に関する詳細なお問い合わせや事業主に措置を講じてもらえない、解雇等の不利益取扱いやハラスメントを受けたといった御相談があった場合には、勤務先の事業所の所在地を管轄する厚生労働省都道府県労働局雇用環境均等部（室）をご案内いただきたいこと。

（参考）

- ・ 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html
- ・ 働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>
- ・ 厚生労働省都道府県労働局雇用環境均等部（室）
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ind_ex_00004.html

（担当）

厚生労働省雇用環境・均等局

雇用機会均等課 母性健康管理係

Tel:03-5253-1111（内線7843, 7844）

Fax:03-3502-6762